

京都市地域経済活性化等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業の振興発展と地域特性を活かした活力ある地域づくりを支援するため、京都市地域経済活性化等支援事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 本要綱で補助金交付の対象とする京都市地域経済活性化等支援事業は、京都商工会議所及び京北商工会が実施する次の各号に掲げる事業で構成される。

- (1) 小規模事業経営支援事業
- (2) 地域活性化会議及びその関連事業

2 補助金は、前項に掲げる事業の実施に要する経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、前条に定める経費の2分の1に相当する額以内の額とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、京都市地域経済活性化等支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によって、事業を開始するまでに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書

(決定の通知)

第5条 条例第10条第1項又は第2項の規定により交付を決定したときは、条例第12条第1項に基づき京都市地域経済活性化等支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 条例第10条第3項の規定により不交付を決定したときは、条例第12条第2項に基づき京都市地域経済活性化等支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市地域経済活性化等支援事業補助金変更承認申請書(第4号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助額が変更となるもの

(2) 補助額に変更がない場合でも、交付決定した補助対象内容に対して、変更する内容の金額が3割以上となるもの

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市地域経済活性化等支援事業補助金中止・廃止承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市地域経済活性化等支援事業実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(補則)

第9条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和３年３月２３日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

京都市地域経済活性化等支援事業補助金交付申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
申 請 事 業 名	
申 請 する 事 業 の 必 要 性 及 び 内 容	
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
申請事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円
補助金の申請理由	
添 付 書 類	

第2号様式（第5条関係）

京都市地域経済活性化等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日	第 号
(補助金交付団体の名称及び代表者名)	京 都 市 長 〔担当 産業観光局 〕

年 月 日付けで申請のありました京都市地域経済活性化等支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補 助 事 業 名	
交 付 金 額	円
交 付 条 件	

第3号様式（第5条関係）

京都市地域経済活性化等支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日	第 号
（補助金申請団体の名称及び代表者名）	京 都 市 長 〔担当 産業観光局 〕

年 月 日付けで申請のありました京都市地域経済活性化等支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

補 助 事 業 名	
不 交 付 理 由	

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 4 号様式（第 7 条関係）

京都市地域経済活性化等支援事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

年 月 日付で交付を受けた京都市地域経済活性化等支援事業補助金（交付決定番号 第 号）について、下記のとおり変更を申請します。

1 変更を申請する内容（該当する箇所のみ記入）

補 助 事 業 名	
事 業 の 内 容	
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
補助事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円

2 変更する理由

3 添付書類

第 5 号様式（第 7 条関係）

京都市地域経済活性化等支援事業補助金中止・廃止承認申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

年 月 日付けで交付を受けた京都市地域経済活性化等支援事業
補助金（交付決定番号 第 号）について、下記のとおり、関係事業の
☐中止 を申請します。
☐廃止

中止又は廃止する 事業名	
中止又は廃止する 理 由	
添 付 書 類	

注 該当する☐にレを記入してください。

第 6 号様式（第 8 条関係）

京都市地域経済活性化等支援事業実績報告書

（宛先）京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により事業の実績を報告します。	
補 助 事 業 名	
補助金交付決定番号	第 号
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
申請事業に要した経費	円
交付を受けた補助金の額	円
補 助 事 業 の 概 要 及 び 効 果	
添 付 書 類	